

KKR

年金だより

平成31年1月発行

No.124

国家公務員共済組合連合会

このたびの「台風21号等の暴風雨」および「北海道胆振東部地震」
において被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

主な記事

平成30年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について	2頁
源泉徴収票に関するよくある質問	3頁
各種通知書等の再発行は「自動受付サービス」をご利用ください	4頁
こんなときには届出を	5頁
全国年金相談会のご案内（1月以降開催分）	6頁
読者のひろば、原稿、表紙写真の募集	7頁
2019年KKR年金カレンダー	8頁



「雪景色」東京都文京区六義園

(東京都) 谷島 輝雄 さん

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済(老齢厚生)年金等を受給されている方へ

平成30年中に連合会がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**平成31年1月中旬から下旬にかけて圧着式の「はがき」でお届けします。**

この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となるほか、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金等、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇		(受給者番号) 1234*****			
	フリガナ氏名	年金 太郎		生年月日	明治 年	大正 月	昭和 日
				23	12	5	
区分		支払金額		源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号適用分							
所得税法第203条の3第2号適用分		1,886,757		22,806			
所得税法第203条の3第3号適用分							
所得税法第203条の3第4号適用分							
社会保険料の額							
源泉控除対象配偶者							
フリガナ氏名	ネンキン	ハナコ	区分	1			
(摘要)							
支払者		法人番号	2010005002559				
		所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎				
		名称	国家公務員共済組合連合会 印				

年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載していません。

2. 「支払金額」欄及び「源泉徴収税額」欄の区分について

法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方
法第203条の3第2号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金と、「退職共済年金」の両方を受給されている方
法第203条の3第3号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金の受給者で、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方
法第203条の3第4号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、又は提出を要しない方

源泉徴収票に関するよくある質問

質問 1 源泉徴収票にはいつからいつまでの支払金額を記載しているのですか。

答え 平成30年2月の定期支給期分から平成30年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、平成30年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から平成30年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえますでしょうか。

答え 源泉徴収票を紛失された場合は、各種通知書等の「自動受付サービス」において源泉徴収票の再発行ができますので、ご利用ください。(ご利用方法については、**4頁**をご覧ください。) また、電話やお手紙、当会ホームページからダウンロードした源泉徴収票交付(再交付)申請書の郵送での受付も可能です。

なお、ご連絡をいただいてから、源泉徴収票を郵送するまでに1週間程度かかります。
※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

質問 3 「社会保険料の額」欄の社会保険料とはどのようなものですか。

答え 各定期支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、
「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額です。

質問 4 平成30年の10月に提出した「扶養親族等申告書」と申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え 平成30年分「公的年金等の源泉徴収票」は、一昨年の平成29年10月にご提出された「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

質問 5 平成30年分以外の源泉徴収票の再発行はできますか。

答え 過去5年分について再発行可能です。

※お問合せは、4頁の「KKR年金相談ダイヤル」へご連絡ください。

源泉徴収票発送後2週間程度は、電話が大変混み合います。

「KKRホームページ」には源泉徴収票に関するQ&Aを掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

ホーム

厚生年金・退職等年金給付

よくある質問 Q&A

年金一般 Q&A

確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

平成30年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告書の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

<国税庁からのお願い>

確定申告(還付申告)をされる場合は、ご自宅のパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問合せください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

各種通知書等の

再発行は「自動受付サービス」をご利用ください

「源泉徴収票」等の再発行は、**24時間受付（土、日曜日・祝日も受付可能）の専用電話**による『自動受付サービス』をご利用ください。

自動受付サービス専用電話 **03 - 5212 - 2243** へおかけください。

(再)発行受付が
できる通知書等



1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票
(注)

～ ご利用方法 ～

①年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□ が分かる書類をご用意ください。

②音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注)平成30年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、平成31年1月23日から受付を行います。

- ・再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・再発行までには、1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ

年金に関するご相談やお問合せは、「**KKR**年金相談ダイヤル」にてお受けしています。

電話によるご相談の際には、「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をあらかじめご確認のうえ、お問合せください。

「KKR年金相談ダイヤル」(年金相談・お問合せ専用)

0570 - 080 - 556 (ナビダイヤル)
ここ (KKR)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03 - 3265 - 8155 (一般電話)

受付時間 : 9時00分 ~ 17時30分

※ 土日祝日、年末年始はご利用できません。

- おかけ間違いのないよう、「KKR年金相談ダイヤル」の電話番号をご確認のうえ、おかけ願います。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

※ 同封の冊子等に記載されている「**KKR**年金相談ダイヤル」以外の電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職・障害）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. 65歳未満の方がハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金（*）を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）や直系姻族以外の養子となったとき（遺族）
11. 書類の送付先として住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき

年金を受けている方がお亡くなりになったときは、「**KKR**年金相談ダイヤル」へご連絡ください。

（*）配偶者が受ける年金の厚生年金保険の加入期間が20年未満であるときなど、加給年金を引き続き受け取ることが出来る場合は、手続きが必要ないことがあります。

※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどこの窓口でも受け付けします。（ただし上記4.を除きます）

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、「**KKR**年金相談ダイヤル」へご連絡ください。

◎KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

ホーム ▶ 厚生年金・退職等年金給付 ▶ 届書ダウンロード

kkR年金



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

「**KKR**ねんきん案内」について



2019年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。
「KKRねんきん案内」には、年金に関する情報やKKRの宿泊施設リストなどを掲載しています。
また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

全国年金相談会のご案内



老齢（遺族）厚生年金等の試算や請求手続きなど、年金に関するご相談に応じるため、年金相談会を全国各地で開催しており、1月以降も下記の会場で開催する予定です。

「年金相談会」は、事前の予約が必要です。

ご予約は開催日の1週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

■開催日程（1月以降）

開催地	開催日	開催会場
宮崎市	1月11日(金)	ひまわり荘
長崎市	1月17日(木)	ホテルセントヒル長崎
佐賀市	1月18日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
岡山市	1月24日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
神戸市	1月25日(金)	ひょうご共済会館
横浜市	2月 1日(金)	KKRポートヒル横浜
鹿児島市	2月 6日(水)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月 7日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	2月 8日(金)	KKRホテル博多
松山市	2月15日(金)	KKR道後ゆづき
和歌山市	2月21日(木)	ホテルアパローム紀の国
大阪市	2月22日(金)	KKRホテル大阪
徳島市	3月 1日(金)	ホテルサンルート徳島
千葉市	3月 8日(金)	ホテルプラザ菜の花

開催地	開催日	開催会場
つくば市	4月12日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
さいたま市	4月19日(金)	ホテルブリランテ武蔵野
仙台市	5月10日(金)	仙台ガーデンパレス
大阪市	5月16日(木)	KKRホテル大阪
京都市	5月17日(金)	KKR京都くに荘
熊本市	5月23日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	5月24日(金)	KKRホテル博多
津市	5月30日(木)	プラザ洞津(ドウシン)
名古屋市	5月31日(金)	KKRホテル名古屋
札幌市	6月 7日(金)	ホテルポールスター札幌
福井市	6月14日(金)	ユアーズホテルフクイ
福岡市	6月20日(木)	KKRホテル博多
広島市	6月21日(金)	ホテルニューヒロデオン
大阪市	6月27日(木)	KKRホテル大阪
名古屋市	6月28日(金)	KKRホテル名古屋

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

◆当会年金部では相談窓口を常設しています

連合会本部に年金相談室を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南

1-1-10 九段合同庁舎内 2階

(相談受付：9:00～17:30)

土日祝日・年末年始休

※ご予約は不要です



私の生きがい「沖縄通い」

台風21号が通り過ぎた翌日、最終便で宮古島に着いたのは午後7時を過ぎていましたが、空港のロビーでいつものレンタカーのお兄さんが笑顔で待っていました。1週間の“宮古島一人旅”の始まりです。

20代の頃から、沖縄の離島が好きで、最近では宮古島に年3回通っています。

平坦な宮古島は周りの島々と橋でつながり、レンタカーでの島巡りも最適です。

次の日、6月に泊まった民宿に寄ると、宿の人は一人旅の私を気遣い「一緒に食事に行こう、宮古の人は夜遊ぶんよ、ほら他に楽しむところないからサ」と誘います。

島の食事処や懐かしい感じの喫茶店で閉店間際まで彼女とお喋りです。宮古の現状、尖閣問題で海保の船が11隻に増えたこと、入所の介護施設が殆どないこと、シニアで移住してくる人のことなど話が尽きません。

昼間は、公民館の講師をしている彼女に付いていき、島のオバアのクラフトかご作りを手伝いながらお喋り。帰る前日のホテルのランチバイキングも彼女の奢りでした。「今度来た時、タコ飯作るわ、〇〇へ食事に行こう、〇〇も…」と元同僚と2月に再訪する時のことを気にかけてくれます。

帰りの飛行機の中で、今回の旅のことを思い浮かべました。

港の突堤で泳ぐ海亀をじっと観察し、近くで釣りの島の若者に釣果を見せてもらい雑談する。海水浴もせず、十分な島巡りもしませんでした。でも、なぜか心がほっこりしています。まだまだ、私の沖縄通いは続きそうです。

三重県 山口 佳代子 さん (67歳)

自主返納を考える

高齢者による、ブレーキとアクセルの踏み間違い事故が、時々、ニュースで取りあげられます。

他人事ではないです。小生も当年とって70歳、いつ、あのような事故を起こすかも知れない。

自主返納を真剣に考えるようになりました。

還暦を迎えた頃、安全を見て、70歳位を考えておりました。ところが、いざ70歳になってみると、まだ大丈夫だ！ そんなに危ない運転はしていないし、身体も動いている、意識もしっかりしている。

75歳位まではいけるのではないかと偽らざる心境です。

あまり神経質になっても良くないし、逆に、何も考えないのも、もっと良くない。自分の年齢を念頭に置いて、ハンドルを握るときは、

- ・無理をしない！
- ・急がない！
- ・他人の邪魔にならない！

又、日常生活の中で、何か可笑しいなアーと感じたときは、暫く運転から遠ざかる。

そんな、こんなで自主返納を先延ばししそうな今日この頃です。

そこで一句

自主返納 古希を目安と言ひ聞かせ
他人に辛く自身に甘く

東京都 安井 建次 さん (69歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

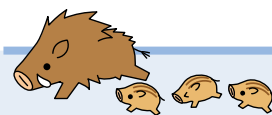
2019年5月発行「KKR年金だよりNo125」の本誌の表紙写真を募集します。

「KKR年金だよりNo125」にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、Lまたは2Lサイズのプリント(横写真)で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は2019(平成31)年2月28日です。

2019年KKR年金カレンダー



定期支給日	時期	発送などの予定
	1月	中旬～下旬 『平成30年分 公的年金等の源泉徴収票』 (はがき形式) 発送予定
15日 定期支給期 (12月・1月分)	2月	2月中旬 3月15日 平成30年分 所得税の確定申告
15日 定期支給期 (2月・3月分)	3月	
	4月	
	5月	下旬 『KKR年金だよりNo.125』 発送予定
14日 定期支給期 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』 (※) 発送予定
15日 定期支給期 (6月・7月分)	8月	
15日 定期支給期 (8月・9月分)	10月	初旬 『KKR年金だよりNo.126』 発送予定 『2020年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』 発送予定
13日 定期支給期 (10月・11月分)	12月	中旬 『KKR年金だよりNo.127』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- ・年金の「受取機関変更届」は、**毎支給月の前月(奇数月)の10日までに当会年金部に届くように投函**してください。
- ・書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- ・変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- ・届出用紙が必要な方は、お手数ですが当会年金部へご依頼ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR 年金相談ダイヤル」

0570 - 080 - 556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03 - 3265 - 8155 (一般電話)

受付時間 : 月～金曜日 9時00分 ～ 17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません。

○休日明けの午前中や源泉徴収票の発送時期などは、電話が大変混み合います。

○おかけ間違いのないよう、「KKR年金相談ダイヤル」の電話番号をご確認のうえ、おかけ願います。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkr年金 検索